

【参考資料】

- 1．せつつ高齢者かがやきプラン推進会議開催状況
- 2．せつつ高齢者かがやきプラン推進会議設置要綱
- 3．せつつ高齢者かがやきプラン推進会議委員名簿
- 4．摂津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
- 5．摂津市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
- 6．用語解説

1. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議開催状況

第1回

平成20年4月25日(金)

- (1) 第4期介護保険事業計画等について
- (2) かがやきプラン(第4期)の策定における利用意向調査について
- (3) その他

第2回

平成20年9月2日(火)

- (1) 第4期計画の利用意向調査結果について
- (2) 第3期計画の進捗状況について
- (3) その他

第3回

平成20年12月17日(水)

- (1) 第4期計画素案の検討
- (2) 地域密着型サービス運営委員会
- (3) その他

第4回

平成21年1月28日(水)

- (1) 第4期計画素案の検討
- (2) その他

第5回

平成21年3月18日(水)

- (1) 第4期計画素案の検討
- (2) 地域包括支援センター運営協議会
- (3) その他

2. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく本市における老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画(以下「摂津市高齢者福祉計画」という。)」並びに「介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「摂津市介護保険事業計画」という。)」を策定及び推進するため、せつつ高齢者かがやきプラン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は、摂津市高齢者福祉計画及び摂津市介護保険事業計画に関する事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
2 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、保健福祉部地域福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	
保健・医療・福祉関係者	摂津市医師会代表者
	摂津市歯科医師会代表者
	摂津市薬剤師会代表者
	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	摂津市社会福祉協議会代表者
	摂津市民生児童委員協議会代表者
市民団体等	摂津市老人クラブ連合会代表者
	摂津市老人介護者（家族）の会代表者
	摂津市人材サポート・ビューロー代表者
公募市民	介護保険第1号被保険者代表者
	介護保険第2号被保険者代表者
	介護保険サービス利用者代表者
行政機関	大阪府茨木保健所職員
	摂津市職員

3. せつつ高齢者かがやきプラン推進会議委員名簿

(敬称略)

平成21年3月31日現在

区分	氏名	団体・役職名
学識経験者	高鳥毛敏雄	大阪大学大学院医学系研究科社会環境医学
	岡村ヒロ子	大阪人間科学大学社会福祉学科
福祉・医療 福祉関係者	切東 美子	摂津市医師会代表者
	米田 育生	摂津市歯科医師会代表者
	原田 武	摂津市薬剤師会代表者
	園田 謙雄	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	田村 信夫	摂津市介護保険事業者連絡会代表者
	高野 進	摂津市社会福祉協議会代表者
	野口 良美	摂津市民生児童委員協議会代表者
市民団体等	細川 龍雄	摂津市老人クラブ連合会代表者
	山田 初枝	摂津市老人介護者(家族)の会代表者
	佐藤 弥生	摂津市人材サポート・ビューロー代表者
公募市民	辻 憲治	介護保険第1号被保険者代表者
	稲垣 陽子	介護保険第2号被保険者代表者
	荒木 育稔	介護保険サービス利用者代表者
行政機関	一居 誠	大阪府茨木保健所職員
	佐藤 芳雄	摂津市職員

* 氏名欄の 〇は会長、 △は副会長

4 . 摂津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 「介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の39の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、せつつ高齢者かがやきプラン推進会議設置要綱に基づく委員のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉部地域福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 . 摂津市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域密着型サービス事業者(以下「事業者」という。)の指定、指導・監督について公平、公正な運営を確保することを目的として摂津市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- (4) その他運営委員会の適正な運営の確保に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、せつつ高齢者かがやきプラン推進会議設置要綱に基づく委員のうちから、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、保健福祉部介護保険課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

6 . 用語解説

語 句	解 説
あ行	
インフォーマルサービス	法律や制度に基づき行政が直接・間接的に提供するサービスに対し、家族や近隣、地域社会、民間やボランティアなどによる支援活動のこと。
N P O	Nonprofit Organization の略で、医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織。特定非営利活動促進法（N P O 法）による認証を受け、法人格を得た N P O の団体を N P O 法人（特定非営利法人）という。
か行	
介護認定審査会	被保険者が要支援状態・要介護状態に該当するかどうかの審査及び判定等を行うため、市町村が設置するもの。
介護報酬	施設やサービス提供事業者が市町村から徴収するサービス提供費のこと。施設やサービス提供事業者はサービスを利用した方から費用の1割、市町村から9割をサービスを提供した費用として徴収する。
介護予防	高齢者が要支援状態・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また要支援状態・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることによって、高齢者が自立した生活を送れるようにすること。
介護予防事業	特定高齢者や一般高齢者を対象として実施する運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり・認知症予防などを目的とした教室の実施や、介護予防に関する知識の普及啓発をはかるために実施する事業。
Q O L	Quality of Life の略で「生活の質」の意味。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。

居宅介護支援事業者	ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行うもので、都道府県の指定を受けた事業者。
ケアプラン（介護サービス計画・介護予防サービス計画）	要支援、要介護者やその家族の意向をもとに介護（予防）サービスや福祉サービスなどが適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援状態・要介護状態などで援助を必要とする者に対し、一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護や支援を受ける要支援者・要介護者本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに応じたケアプランを作成し、本人や家族の希望に添った適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う者。都道府県が実施する試験に合格したのち、実務研修を修めることで資格を得る専門職。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者、障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
後期高齢者	高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の者。
コミュニティソーシャルワーカー（C.S.W）	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結び付けることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。（平成14年9月 大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」より）

さ行	
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする団体。
シルバー人材センター	地域社会に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。
生活機能評価	「外出する」「食事をする」「趣味を楽しむ」など、日常生活を営むために必要な機能(生活機能)を運動機能・口腔機能・栄養状態・精神状態・閉じこもりの有無・認知症の有無の6つの分野から調べる健診。
生活習慣病	心疾患、脳血管疾患、がん、歯周疾患、骨粗鬆症等の食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。糖尿病や高血圧症、脂質異常症(高脂血症)、動脈硬化による心臓病、悪性新生物(がん)などが主な疾患としてあげられる。
成年後見制度	精神上的の障害等により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により、これらの人を不利益からまもる制度。
前期高齢者	高齢者(65歳以上)のうち、65歳~74歳の者。
た行	
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
「団塊の世代」	第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
特定健康診査・特定保健指導	平成20年4月から始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、これを予防することで生活習慣病の発症も防ぐことを目的とした健診・保健指導。
特定高齢者	生活機能が低下しており、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。生活機能評価の結果、生活機能の低下が心配される人。
特定入所者介護サービス費	平成17年10月から居住費・食費が保険給付の対象外となったことに伴い、低所得者への対策として創設された保険給付。保険者は、国(厚生労働省)が定める基準費用額と負担限度額の差額を介護保険施設等へ支払う。
な行	
認知症	脳の障害によっておこる病気で、記憶障害、見当識(自分がいる周りの状態を認識すること)障害、理解・判断力の障害、感情・意欲障害などの症状が現われる。認知症には、主にアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症がある。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を地域社会の中で温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人。
は行	
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス提供事業者に対して、都道府県の認証を得た、当事者(事業者、利用者)以外の第三者機関が、都道府県が定めた「福祉サービス第三者評価基準」に基づいて福祉サービスの評価を行う事業。 評価機関は書面調査、訪問調査及び利用者調査を行い、評価結果については都道府県に報告されるとともに、事業者の同意を得られない場合を除き、公表される。

パブリックコメント	行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された市民の意見・提案を政策に反映させる制度。
保険料	<p>介護保険給付費のうち半分は、第1号被保険者と第2号被保険者より徴収される保険料でまかなわれる。第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料は、それぞれ総人口比で按分され、負担割合が定められている。</p> <p>第2号被保険者保険料は全国一律で設定、健康保険料の一部として徴収されるが、第1号被保険者保険料は各市町村で算出、設定される。保険料は3年毎に見直される。</p>
ま行	
メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)	内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
や行	
要介護者	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護給付の対象となる。
要介護度 (要介護状態区分)	介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分。「要支援1」「要支援2」「要介護1～5」の7段階の区分がある。
要支援者	要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態。予防給付の対象となる。
わ行	
WAMNET (ワムネット)	独立行政法人福祉医療機構が運営する保健・医療・福祉・介護関連の情報を総合的に提供するための全国的な情報ネットワークの名称。

第4期 せつ高齡者かがやきプラン
(平成21年度～23年度)
- 摂津市高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画 -

平成21年(2009年)3月発行
編集・発行 摂津市保健福祉部
(地域福祉課、介護保険課、健康推進課)

〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号
電話 (06) 6383-1111(大代表) (072) 638-0007(代表)